指名停止措置一覧表（令和8年度）

令和8年10月30日

番号	有資格業者名	地区区分	名簿種別					指名停止期間	措置要件	適用条項【工事・測量等】	適用条項【物品・委託】	適用条項【小規模修繕】	措置理由
			工事	測量	物品	委託	小規模						
1	富士総建株式会社 代表取締役　滝田　宇良 千葉県千葉市中央区南町三丁目11番17号	市内	○	－	－	○	－	令和8年4月13日から 令和8年6月12日まで	契約違反	第2条第1項別表 第1第4項	第2条第1項別表 第1第4項	－	同社は、令和7年4月3日に契約締結した本市発注の「千葉市文化センターエアハンドリングユニット外改修工事」において、正当な理由がなく工期を遅延したため。
2	株式会社クリーンエ房 代表取締役　川鍋　智恵子 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2　さいたま新都心LAタワー30F	準市内	－	－	－	○	－	令和8年5月8日から 令和8年6月7日まで	公職選挙法違反	－	第2条第1項別表 第2第8項	－	同社の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたため。
3	株式会社　大林組 代表取締役　佐藤　俊美 東京都港区港南二丁目15番2号	準市内	○	○	－	－	－	令和8年4月16日から 令和8年5月15日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第9項	－	－	同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が、労働安全衛生法違反により、鰍沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
4	千葉エコクリエイション株式会社 代表取締役社長　横須賀　久敏 千葉市花見川区三角町727番地1	市内	－	－	－	○	－	令和8年4月16日から 令和8年6月15日まで	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	－	第2条第1項別表 第1第5項	－	同社は、本市発注の「千葉市北清掃工場長期責任型運営管理事業（その2）」において、令和8年3月12日に、動作確認作業中に作業員が負傷する公衆損害事故を発生させたため。
5	共栄石油株式会社 代表取締役　西野　賀昭 東京都江戸川区東葛西4丁目21番7号	市外	－	－	○	－	－	令和8年5月8日から 令和8年6月7日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表 第2第4項	－	－	同社は、軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、令和8年4月17日付けで公正取引委員会から検事総長に告発されたため。
6	大成建設　株式会社 代表取締役社長　相川　善郎 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	準市内	○	○	○	－	－	令和8年5月12日から 令和8年7月11日まで	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	第2条第1項別表 第1第5項	－	－	同社は、本市発注の「千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修工事」において、令和8年4月16日、工事現場に設置した仮設ゲートの固定が不十分であったことにより、突風の影響で当該ゲートが道路上に流出し、走行中の二輪車に接触して運転者を負傷させる公衆損害事故を発生させたため。
7	スバル興業株式会社 取締役社長　永田　泉治 東京都千代田区有楽町一丁目5番2号	市外	－	－	－	○	－	令和8年5月15日から 令和8年8月14日まで	独占禁止法違反行為	－	第2条第1項別表 第2第4項、第4条第3項	－	同社は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日に公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。
8	日本ハイウエイ・サービス株式会社 取締役社長　舟久保　公雄 東京都千代田区麹町五丁目1番地	準市内	○	－	－	○	－	令和8年5月15日から 令和8年8月14日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表 第2第4項、第5条第3項	第2条第1項別表 第2第4項、第4条第3項	－	同社は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。
9	株式会社ビケンテクノ 代表取締役社長　梶山　龍誠 大阪府吹田市南金田二丁目12番1号	準市内	－	－	－	○	－	令和8年5月20日から 令和8年6月19日まで	不正又は不誠実な行為	－	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社は、令和8年4月21日付けで国土交通省近畿地方整備局長から、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条の規定に基づく指示処分及び同法第82条第2号の規定に基づく業務停止処分を受けたため。
10	日本郵便株式会社 代表取締役社長　小池　信也 東京都千代田区大手町二丁目3番1号	準市内	－	－	－	○	－	令和8年6月4日から 令和8年7月3日まで	不正又は不誠実な行為	－	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社の使用人が、日本郵便株式会社法違反の容疑で令和8年5月20日に警視庁に逮捕されたため。
11	富士通Japan会社 代表取締役社長 長堀 泉 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5	準市内	○	－	○	○	－	令和8年6月22日から 令和8年7月21日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第9項	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社の元社員が令和7年2月4日～同年3月25日に富士通（株）が管理する営業秘密のデータを不正に持ち出したとして、不正競争防止法違反の疑いで令和8年5月12日に埼玉県警に逮捕されたため。
12	株式会社カナデビアエンジニアリング 取締役社長　森本　智 大阪府大阪市中央区南久宝寺町3丁目1番8号	市外	－	－	○	○	－	令和8年7月6日から 令和8年8月5日まで	建設業法違反行為	－	第2条第1項 別表第2第8項 （千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領）	－	同社は、建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことから、令和8年6月19日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。
13	日本鉄塔工業株式会社 代表取締役　有田　陽太 福岡県北九州市若松区北浜一丁目7番1号	市外	○	－	－	－	－	令和8年7月7日から 令和8年8月6日まで	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	第2条第1項別表 第1第8項	－	－	同社が受注した「令和3年度 1号清水立体尾羽第2高架橋鋼上部工事」において、令和5年7月6日、工事中の橋桁が地上の国道1号線へ落下し、作業員及び交通誘導員8名が死傷（うち2名死亡）した工事関係者事故を起こしたため。

番号	有資格業者名	地区区分	名簿種別					指名停止期間	措置要件	適用条項【工事・測量等】	適用条項【物品・委託】	適用条項【小規模修繕】	措置理由
			工事	測量	物品	委託	小規模						
14	南関東日野自動車株式会社 代表取締役　内田　真人 東京都港区新橋五丁目18番1号	準市内	－	－	○	－	－	令和8年7月13日から 令和8年8月12日まで	不正又は不誠実な行為	―	第2条第1項別表 第2第7項、第4条第3項	―	同社は、代表取締役が令和8年4月1日に変更となり、代表者変更の手続きが必要であったところ、当該手続きを行わず、本市が発注した「アームロール用コンテナ」の見積において、旧代表者名義のまま見積書を提出し契約を締結したため。
15	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事　藤田　徹 東京都豊島区東池袋1－44－3 池袋ISPタマビル	準市内	－	－	－	○	－	令和8年7月30日から 令和8年8月29日まで	不正又は不誠実な行為	－	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社の元使用人が、東京都から受託していた一時保護委託事業において、児童と接点を持ち、一時保護終了後に私的な関係が生じていたことにより、児童に対する刑法（不同意性交等罪）違反の容疑で令和8年5月25日に逮捕されたため。
16	協和テクノロジィズ株式会社 代表取締役　十河　元太郎 大阪府大阪市北区中崎一丁目2番23号	市外	○	－	○	○	－	令和8年8月18日から 令和8年9月17日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第9項	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社の社員が登録に係る点検の結果を偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和8年5月19日付けで、電波法の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けたため。
17	株式会社竹中土木 取締役社長　竹中　祥悟 東京都江東区新砂一丁目1番1号	市外	○	－	－	－	－	令和8年9月7日から 令和8年10月6日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第9項	－	－	同社の社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたため。
18	株式会社東京エネシス 代表取締役社長　眞島　俊昭 東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号	市外	○	－	－	－	－	令和8年9月7日から 令和9年3月6日まで	談合及び競売入札妨害	第2条第1項別表 第2第6項	－	－	同社は、群馬県上野村発注の太陽光発電設備設置工事などにおいて、同村職員から事前に設計金額等を入手した上で落札し、公正な入札を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和8年6月16日に群馬県警察に逮捕されたため。
19	株式会社市原三久 代表取締役　山田　翔太 千葉県市原市上高根1743番地9	市外	－	－	－	○	－	令和8年9月14日から 令和8年10月13日まで	不正又は不誠実な行為	－	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社は、産業廃棄物である木くずの処分に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年8月26日に千葉県から産業廃棄物処分業の許可を取り消す行政処分を受けたため。
20	GR物流株式会社 代表取締役　矢部　宗利 茨城県神栖市大野原中央二丁目8番21号							令和8年9月14日から 令和8年10月13日まで	不正又は不誠実な行為	－	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社は、産業廃棄物である木くずの処分に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年8月26日に千葉県から産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消す行政処分を受けたため。
21	株式会社竹中工務店 取締役社長　丁野　成人 大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号	準市内	○	－	－	－	－	令和8年9月18日から 令和8年10月17日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第10項	－	－	同社の社員が、大阪・関西万博の関連工事を巡り、令和8年8月19日に背任容疑で大阪府警に逮捕されたため。
22	イオンディライト株式会社 代表取締役　宮前　吾郎 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地1	準市内	○	－	○	○	－	令和8年9月24日から 令和8年10月23日まで	不正又は不誠実な行為	第2条第1項別表 第2第9項	第2条第1項別表 第2第7項	－	同社は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行っていた。この件について、当該業者及び当該業者の社員は、令和7年12月15日、伊那簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けたため。
23	重環オペレーション株式会社 代表取締役　藤原　達三郎 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号	市外	－	－	－	○	－	令和8年10月21日から 令和8年11月20日まで	安全管理措置の不適切により生じた物品及び業務委託等関係者事故	－	第2条第1項別表 第1第7項	－	同社は、本市発注の「新浜リサイクルセンター運転及び破砕業務委託」において、令和8年8月8日、工業用水設備の定水位弁交換作業中に作業員が脚立から落下し負傷する業務委託等関係者事故を発生させたため。
24	建装工業株式会社 代表取締役　高橋　修身 東京都港区西新橋三丁目11番1号	市外	○	－	－	－	－	令和8年10月30日から 令和9年4月29日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表 第2第4項	－	－	同社が、関東地区所在のマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和8年9月28日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことによるため。
25	株式会社J-BISメンテナンス 代表取締役　堀込　順一 東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号	準市内	○	－	－	－	－	令和8年10月30日から 令和9年4月29日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表 第2第4項	－	－	同社が、関東地区所在のマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和8年9月28日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことによるため。
26	株式会社東急コミュニティー 代表取締役　速川　智行 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	準市内	－	－	－	○	－	令和8年10月30日から 令和9年4月29日まで	独占禁止法違反行為	－	第2条第1項別表 第2第4項	－	同社が、関東地区所在のマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和8年9月28日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことによるため。

番号	有資格業者名	地区区分	名簿種別					指名停止期間	措置要件	適用条項【工事・測量等】	適用条項【物品・委託】	適用条項【小規模修繕】	措置理由
			工事	測量	物品	委託	小規模						
27	株式会社シミズ・ビルライフケア 代表取締役社長　高橋　剛 東京都中央区京橋二丁目10番2号	準市内	－	－	－	○	－	令和8年10月30日から 令和9年1月29日まで	独占禁止法違反行為	－	第2条第1項別表第2第4項、第4条第3項	－	同社が、関東地区所在のマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和8年9月28日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことによるため。
28	株式会社ティーエスケー 代表取締役　新倉　武志 船橋市高瀬町31番3号	準市内	○	－	－	－	－	令和8年10月30日から 令和9年4月29日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表第2第4項	－	－	同社が、関東地区所在のマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和8年9月28日、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令がなされたことによるため。
29	株式会社翔設計 代表取締役　貴船　美彦 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番15号	市外	－	○	－	－	－	令和8年10月30日から 令和9年1月29日まで	独占禁止法違反行為	第2条第1項別表第2第4項、第5条第3項	－	－	同社が、関東地区所在のマンションの管理組合が発注する大規模修繕工事について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和8年9月28日、公正取引委員会による排除措置命令がなされたことによるため。